

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案の概要

総務省

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

◎ 森林環境税の創設 [平成 36 年度から課税] [平成 36 年 1 月 1 日施行]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設 [平成 31 年度から譲与] [平成 31 年 4 月 1 日施行]

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注1）

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

（都道府県）総額の 1 割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表

（注1）平成 35 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

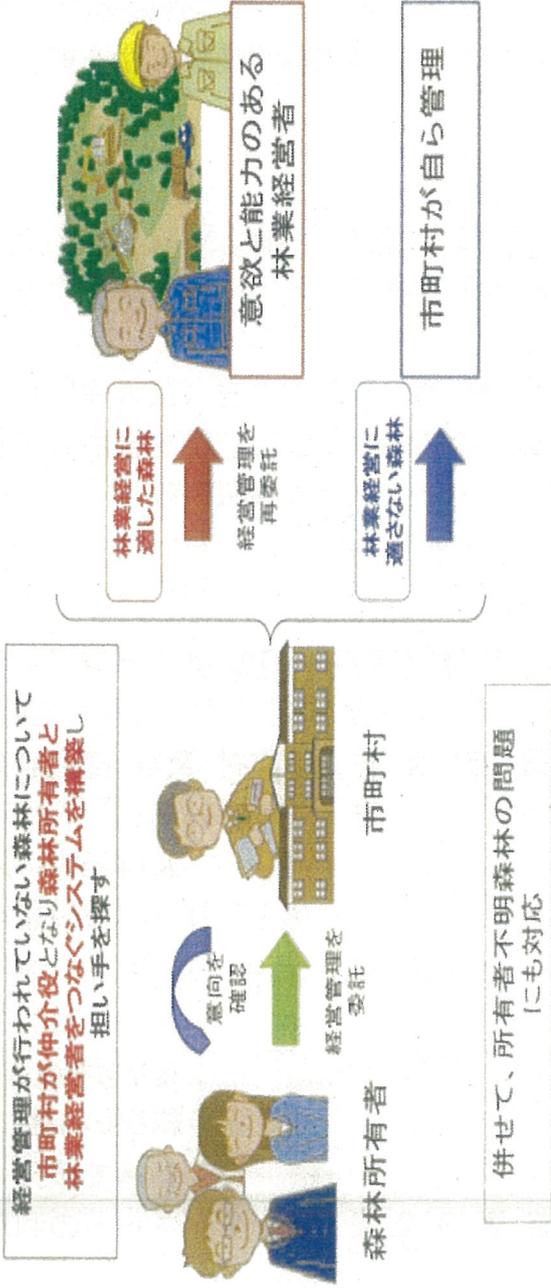
（注2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を 2 割とし、段階的に 1 割に移行。

① 森林経営管理事業(新たな森林管理システム)

森林経営管理制度(新たな森林管理システム)の運用に向けた事務の実施

- ・ 森林所有者に対し、所有森林の今後の管理方法等に関する所有者の意向調査を実施し、その結果、森林所有者から市に森林管理を委託することを希望する場合は、経営管理集積計画を定め公表し市に経営管理権を設定する。
- ・ 市は、林業経営に適した森林においては、意欲と能力のある林業経営者に再委託するほか、自然的条件等に照らして林業経営に適さない森林においては、市が自ら森林の管理を行う。

狙い① 森林経営管理制度(新たな森林管理システム)とは



具体的には

ステップ
1

意向調査の区
域等設定

平成30年度内に意向調査の区域の計画を立てる

- ・長野市内の森林所有者は森林簿上約2万人、民有林面積35,000ha程度あり、そのうち人工林は約13,000ha で非常に広大な面積が対象となる。制度の中で、該当市町村の区域内調査は概ね15年程度で一巡するとされている。
- ・具体的には、再委託を予定している林業事業者の今後の事業計画や人工林率の高い地域を優先しつつ、人工林の森林整備につなげていきたい。概ね調査対象森林面積は2,000ha前後を想定している。(すでに森林経営計画が樹立されている団地や林業事業者において計画樹立に着手している団地については、基本的には調査対象外とする。)
- ・関係課との連携の調整
- ・意向調査の内容の検討

ステップ
2

意向調査実施
及び取りまとめ

- ・意向調査の実施及び取りまとめ(平成31年度～)
調査票の発送・回収後、意向調査の結果とりまとめ、図面等の作成、不在者の追跡調査の実施、再通知の実施など

ステップ
3

現地調査の実
施・その後の対
応

- ・意向調査の結果を踏まえ現地調査(森林の状況・境界確認・今後必要な整備など)の実施・取りまとめ(平成31年度～)
- ・今後の方針決定
現地調査の結果に伴い、再委託や直営による事業実施などを検討する

経営管理権集積計画の作成について⑥【意向調査書式のイメージ】

- ・ 意向調査は、所有森林の経営方針などを伺う調査であり、事前に制度の概要などについて所有者の方に理解頂くことが重要。このため、集落座談会を開催したり、訪問調査の実施、市町村の広報などを活用した周知、森林組合が実施している会合の活用など、工夫が必要。
- ・ また、所有森林の現在の状況などが把握できれば、その情報を届けることも所有者からの回答を得る上では効果的。
- ・ 意向調査は、毎年計画的に実施することが望ましい。また、回答期間を1ヶ月程度設けること。

所有森林に関する意向調査

こちらは〇〇市役所△△課です。

〇〇市では、現在、市内の森林を適切に管理していくため、平成●年に新たに制定された「森林経営管理法」に基づいて、市内に山林を有する所有者の皆様
の今後の所有森林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて、市による経営管理権の設定などについて検討していくこととされています。

今回、□□地区の所有者の皆さんを対象に、意向調査を実施することといたしました。

御手数ですが、この用紙に必要事項を記入して頂き、●月●日までに同封した返信用封筒で返送して頂きますようお願いいたします。

今後、森林経営管理法の内容や、所有されている森林の状況などについて説明会の開催も予定しており、連絡先の確認のため、下記の住所・氏名のご確認及び連絡先のご記入をお願いいたします。

住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

それでは、所有森林について伺います。

◎ あなたの所有する森林の所在

所在・地番	地目	面積

市町村で記入

経営管理権集積計画の作成について⑥【意向調査書式のイメージ】

問1 今回のアンケートは、×××（例えば「31年4月の林地台帳」）の情報をもとに送付していますが、所有されている山林についてあてはまる番号に○をつけてお答え下さい。

- ① 上記の山林は自分の所有で間違いない。(問2へ)
- ② 上記の山林は自分の所有ではない。(問1-2へ)
- ③ 上記の山林を自分が所有していることをしらなかった。(問2へ)

問1-2 もし、所有者がおわかりでしたらお知らせ下さい。

氏名：
連絡先：

(問1で①又は③とお答えになった方)

問2 現在の所有山林の管理や手入れの状況について、現在どのよう管理(見回り)や整備(間伐)などの施業)をされていますか？
あなたが所有している山林について、現在どのよう管理(見回り)や整備(間伐)などの施業)をされていますか？

- ① 日常的な管理(見回り)は自分で行っているが、整備(間伐)などはほかの人(あるいは団体)に委託している。
- ② 日常的な管理(見回り)は自分で行っているが、整備(間伐)などはほかの人(あるいは団体)に委託している。
- ③ 日常的な管理(見回り)も整備(間伐)もほかの人(あるいは団体)に委託している。
- ④ 日常的とはいいませんが、3年以内に管理(見回り)や整備(間伐)などを自分もしくはほかの人(あるいは団体)が行った。
- ⑤ 特に管理も整備もしていない。
- ⑥ その他()

問3 あなたが所有している山林について、過去10年以内に間伐などの整備をされましたか？わかる範囲でお答え下さい
(例：△年△月に間伐)

- ① 整備をした(内容(わかる範囲)で) ()
- ② 整備をしていない ()
- ③ わからない ()
- ④ その他()

◎ 平成●年●月に制定された「森林経営管理法」では、所有者の方々が自ら管理することが難しい山林について、所有者の方と市が相談して今後の山林管理の方針を定め、所有者の方が市に経営や管理を委託できることとする(「経営管理権」を設定する)ことができ、(山林の所有権は引き続き所有者の方が持ちます。)

経営管理権が設定された山林について、市は、自ら管理するか、林業を行う事業体などに経営や管理を再委託する(「経営管理実施権」を設定する)こととなります。

お持ちの山林を市や林業を行う事業体が経営や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールにとり、利益の一部が所有者の方に支払われます。(利益がない場合は支払われません。)

この制度の利用を検討する方は、次の問4で④を選択してください。

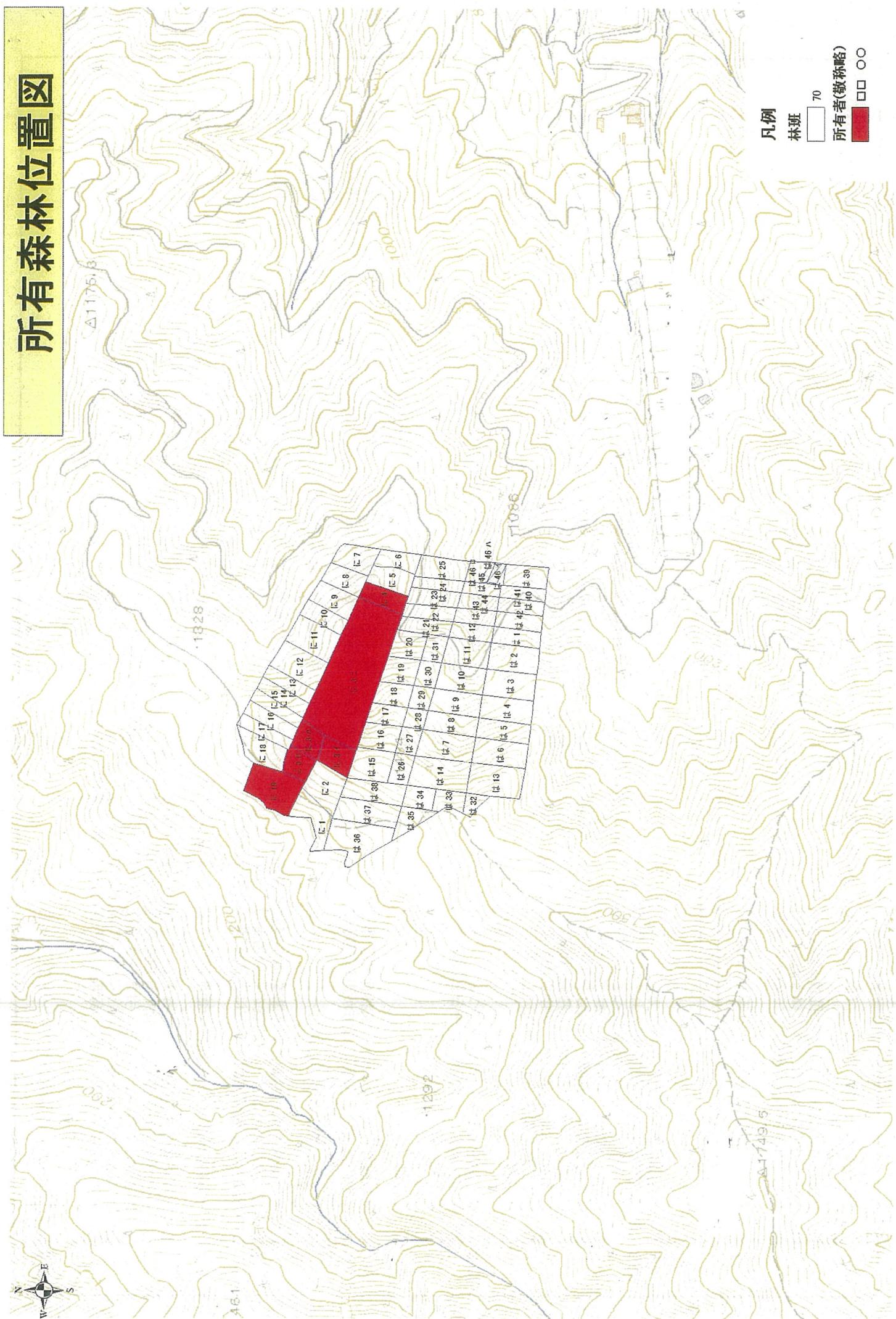
問4 お持ちの山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。

- ① 自分で経営や管理をしていきたい。(今後の施業予定：)
- ② 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。(想定している委託先：)
- ③ 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。(今後の委託予定：)
- ④ 市に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑤ 山林の所有の意思がなく、管理して下さる方に寄附・売却したい ()
- ⑥ その他 ()

調査は以上です。御協力ありがとうございました。



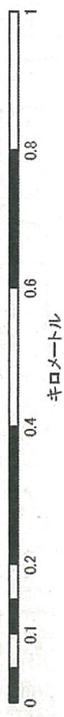
所有森林位置図



凡例

- 林班 70
- 所有者(敬称略) □ □ ○ ○

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（イソ）を複製したものである。（承認番号 平29情保、第1231号）



森林は適切な手入れが必要です

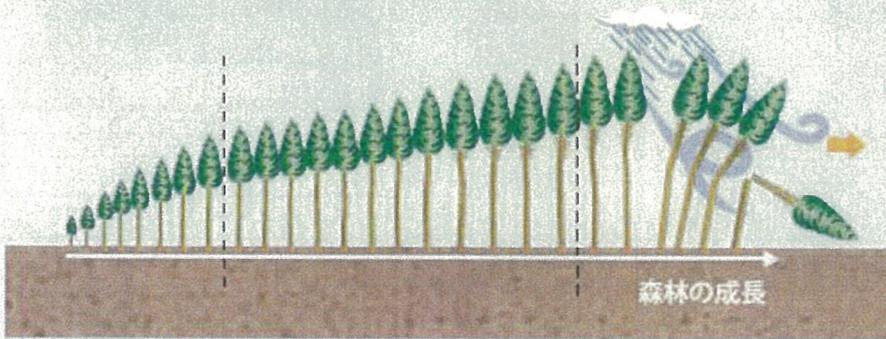
～手入れが実施されないと森林の働きが損なわれます～



森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、私たちは様々な恩恵を受けています。

しかし、適切な手入れ（間伐等）が実施されないと、その機能も失われてしまいます。

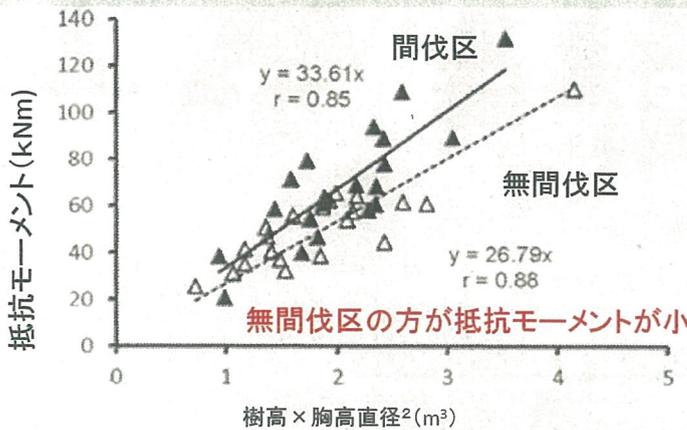
間伐しないと



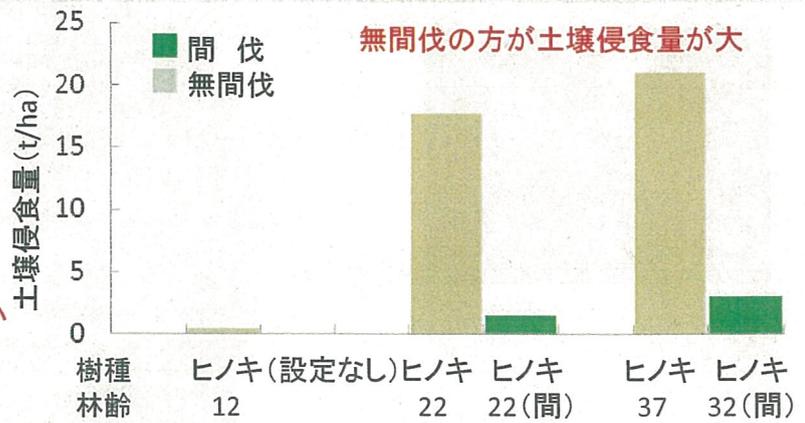
1本1本が十分に日光を受けることができず、木は細長くなり弱くなります。また、林内にも光が入らないため、下層には下草や低木が育ちにくくなります。



地表がむき出しのため、表土が流出しやすくなり、水源涵養機能も低下します



間伐区と無間伐区の比較 1)



間伐による土壤侵食量の違い 2)



山崩れや風倒
被害が発生

森林の適切な経営や管理を
進めるため
新たな制度がスタートします

1) 藤堂千尋ほか 2015. 間伐がスギの最大引き倒し抵抗モーメントにもたらす影響. 日本緑化工学会誌41(2)より作成
2) 北原曜 2008. 人工林の荒廃で土砂が川に流れ込む. 恩田裕編「人工林荒廃と水・土砂流出」岩波書店より作成

平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートします

適切に経営管理
を実施してい
ない森林

- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 市町村に委託したいと回答頂いたときは、必要に応じて、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



森林所有者



①
意向を
確認



②
経営管理
を
委託

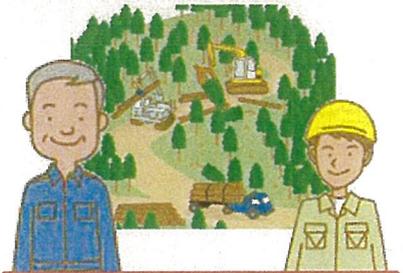


市町村

林業経営に
適した森林



③
経営管理
を
再委託

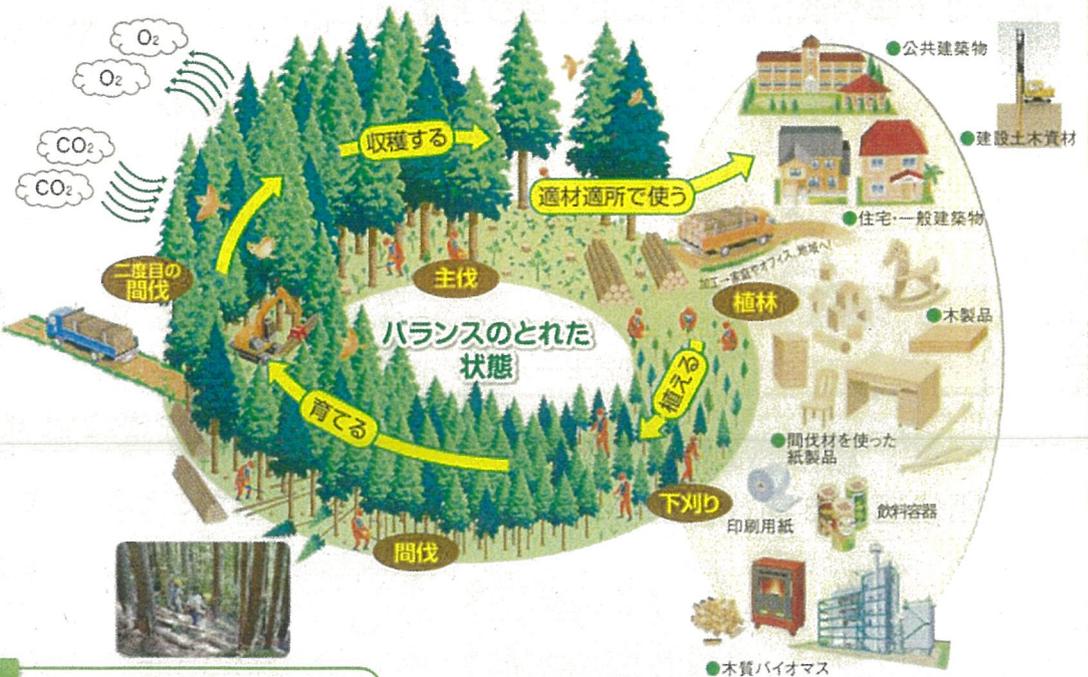


意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が管理



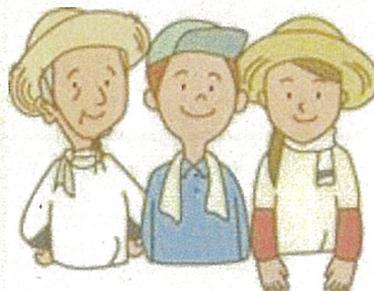
お問い合わせ先

農林水産省林野庁計画課

☎ 03-6744-2126

✉ shinrin_keieikanri@maff.go.jp

または
お住まいの都道府県・市町村の林務担当部局
まで



平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートしま す

～森林の適切な経営管理が求められます～

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。



森林が適切に経営管理されていない場合、森林所有者の皆さんに意向調査を実施するに決まっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

<http://www...>

森林経営管理法 検索

平成31年4月から新たな 森林経営管理制度がスタート

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。

森林が適切に経営管理されていない場合、森林所有者の皆さんに意向調査を実施することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 森林〇〇課
tel 〇〇-〇〇-〇〇

広報用原稿 案1:新制度周知版

平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートしま す

～森林の適切な経営管理が求められます～

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。

「森林経営管理制度」とは

森林を適切に経営や管理していくために、

- ① 森林所有者の皆さんが、所有している森林を適切に経営や管理しなければいけないことを明確化しています
- ② 森林が適切に経営管理されていない場合、市(町村)から森林所有者の皆さんに今後の森林の経営や管理についての意向を調査します
- ③ 森林所有者の皆さんが自ら経営や管理を続けることが難しい場合には、市(町村)は森林所有者の皆さんとご相談をし、必要に応じ今後の経営管理の計画を定め、計画を実施するための権利を市(町村)等に設定(経営管理を委託)していただきます
- ④ 市(町村)は、森林の経営管理を実施するため、林業経営者の方に経営を再委託するか、市町村が直接管理します。

お問い合わせ 森林〇〇課 tel 〇〇-〇〇-〇〇

<http://www...>

森林経営管理法 検索

平成31年4月から新たな 森林経営管理制度がスタート

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。

森林が適切に経営管理されていない場合、森林所有者の皆さんに意向調査を実施し、必要に応じ今後の経営管理の計画を定め、経営管理を実施するための権利を市町村に設定します。

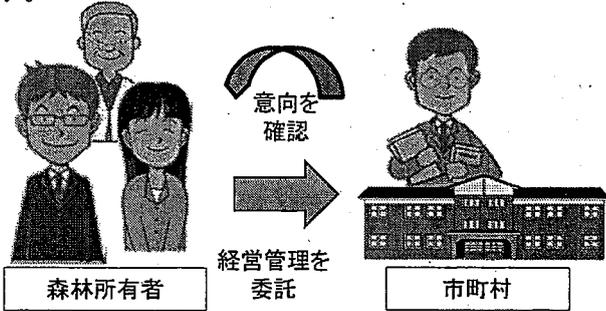
問い合わせ 森林〇〇課
tel 〇〇-〇〇-〇〇

広報用原稿 案2:手続き詳細版

森林所有者の皆様へ 意向調査を実施します

～適切な森林づくりに向けた取組を進めます～

適切な森林づくり(経営や管理)が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。



- ① 適切な森林づくり(経営や管理)を進めるため、市(町村)から森林所有者の皆さんに森林づくりに関する意向調査を実施します
- ② 森林所有者の皆さんが自ら森林の経営や管理を続けることが難しい場合には、〇〇市(町村)は森林所有者の皆さんとご相談をし、必要に応じ今後の森林の経営や管理の計画を定めます

お問い合わせ 森林〇〇課 tel 〇〇-〇〇-〇〇

<http://www...>

森林経営管理法 検索

森林所有者の皆様へ 意向調査を実施します

適切な森林づくり(経営や管理)が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。

森林が適切に経営管理されていない場合、森林所有者の皆さんに意向調査を実施することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 森林〇〇課
tel 〇〇-〇〇-〇〇

広報用原稿

案3:意向調査周知版